

議第二十九号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する
条例について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する
条例

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

(岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第二項中「(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

(岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第五条第一項中「以下」の下に「この項において」を加え、同条第二項中「百分の百二十五」を「基準日」に、「百分の百三十五」を「基準日(岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年岐阜県条例第一号。以下「報酬条例」という。))第五条第一項に規定する基準日をいう。以下この条から第二十四条の二までにおいて同じ。)」に改め、「定める額」との下に「給与条例第二十四条中「前条第一項」とあるのは「報酬条例第五条第一項」と、同条第一号中「支給日」とあるのは「支給日(報酬条例第五条第一項に規定する人事委員

会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と」を加える。

第六条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(勤勉手当)

第六条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（人事委員会規則で定める者を除く。）に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（人事委員会規則で定める者を除く。）についても、同様とする。

2 給与条例第二十四条、第二十四条の二並びに第二十五条第二項（第二号を除く。）及び第三項の規定は、会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、給与条例第二十四条中「前条第一項」とあるのは「岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年岐阜県条例第一号。以下「報酬条例」という。）第六条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（報酬条例第六条第一項に規定する基準日をいう。以下この条から第二十五条までにおいて同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、給与条例第二十五条第二項第一号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外」とあるのは「報酬条例第六条第一項」と、同号イ中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第三項中「基準日現在」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）」と、「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

附則第二項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第三項から第八項までを削る。

(岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 岐阜県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

(岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和二年岐阜県条例第六号）

の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に、「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

第二条第一号中「第七百七十三条第一項第一号」を「第七百七十三条の四第一項第一号」に改め、同条第二号中「第七百七十三条第一項第二号」を「第七百七十三条の四第一項第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(令和五年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第七条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)」を付する。

第八条を削る。

附則第一項ただし書中「、第六条及び第八条」を「及び第六条」に改める。

提 案 説 明

地方自治法の一部改正に鑑み、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給する等のため、この条例を定めようとする。

